

J Aバンクローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ Aバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）連帯保証人ととのJ Aバンクローン融資契約書（全額消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。

第1条（元金返済額等の自動支払）

- 1 借主は、元金の返済のため、各返済日（返済日が組合の借入事業の休業日の場合はその日の翌営業日、以下同じ。）までに毎回の元金返済額（増額返済併用の場合は、増額返済日には、増額返済の元金返済額を毎回の元金返済額に加えた額、以下同じ。）相当額を返済用貯金口座に預け入れておくものとします。

第2条（据置期間中の利息の自動支払）

借主は、据置期間中の利息を前条に準じて支払うものとします。

第3条（利率変更の基準）

- 1 固定金利型
① ローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の適用利率に定めた利率は変更しないものとします。
② 金融情勢の変化その他相当の理由がある場合には、借主または組合は相手方に対し、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができるものとします。

第4条（変動金利型の利率の変更）

- 1 前条の基準利率が変更されたときは、借入要項に定めた新利率の適用開始日から、次により計算された適用利率を適用するものとします。
① 借入れ後第1回目の利率変更の場合
新利率=変更前の利率+（基準日の基準利率-当初借入利率を定めるために基準とした基準利率）
② 借入れ後第2回目以降の利率変更の場合
新利率=変更前の利率+（基準日の基準利率-変更前の利率を定めた時の基準利率）

返済分の新利率の適用開始日は、基準日の属する年の6月および12月の約定返済日に対応する日の翌日とします。
2 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。

第5条（返済方法）

- 1 借主は、利率に変更のない場合は借入要項に基づき返済額（毎回返済分の元金返済額および増額返済分の元金返済額、以下同じ。）を支払うものとし、第3条および第4条により利率の変更が行われた場合は、新利率、元金、返済期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。
2 ただし、借入要項で元金の返済方式を元利均等（賦金見直し5年・125%）とした場合は、以下により返済額を支払うものとします。
① 借入日から10月1日の基準日を5回経過するまでは、その間に利率の変更があっても、毎回返済分、増額返済分の返済額を変更しないものとします。
② 返済額の変更は10月1日の基準日を5回経過した後に行うものとし、新返済額は、新利率、残存元金、返済期間等に基づいて算出した金額を支払うものとします。ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を限度とします。

第6条（繰上返済）

- 1 借主は、ローン契約書および本約款に基づいて借り入れた借入金の一部または全部を次の各項に従って期限前に繰り上げて返済できるものとします。この場合には、借主は借入要項の繰上返済の通知期限までに組合に通知することとします。
2 借主は、繰上返済による利息の取扱いは組合所定によるものとすることに同意します。
3 全額繰上返済は任意の日（借入事業の休業日を除く。）にできるものとします。
4 一部繰上返済をする場合は、以降の毎回返済額を減額するか、最終返済期日を繰り上げるか、または毎回返済額を減額するとともに最終返済期日を繰り上げるかのいずれかの方法によることとし、繰上返済申込時に選択できるものとします。

J Aバンクローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ Aバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）連帯保証人ととのJ Aバンクローン融資契約書（全額消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。

第1条（元金返済額等の自動支払）

- 1 借主は、元金の返済のため、各返済日（返済日が組合の借入事業の休業日の場合はその日の翌営業日、以下同じ。）までに毎回の元金返済額（増額返済併用の場合は、増額返済日には、増額返済の元金返済額を毎回の元金返済額に加えた額、以下同じ。）相当額を返済用貯金口座に預け入れておくものとします。

第2条（据置期間中の利息の自動支払）

借主は、据置期間中の利息を前条に準じて支払うものとします。

第3条（利率変更の基準）

- 1 固定金利型
① ローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の適用利率に定めた利率は変更しないものとします。
② 金融情勢の変化その他相当の理由がある場合には、借主または組合は相手方に対し、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができるものとします。

第4条（変動金利型の利率の変更）

- 1 前条の基準利率が変更されたときは、借入要項に定めた新利率の適用開始日から、次により計算された適用利率を適用するものとします。
① 借入れ後第1回目の利率変更の場合
新利率=変更前の利率+（基準日の基準利率-当初借入利率を定めるために基準とした基準利率）
② 借入れ後第2回目以降の利率変更の場合
新利率=変更前の利率+（基準日の基準利率-変更前の利率を定めた時の基準利率）

返済分の新利率の適用開始日は、基準日の属する年の6月および12月の約定返済日に対応する日の翌日とします。
2 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。

第5条（返済方法）

- 1 借主は、利率に変更のない場合は借入要項に基づき返済額（毎回返済分の元金返済額および増額返済分の元金返済額、以下同じ。）を支払うものとし、第3条および第4条により利率の変更が行われた場合は、新利率、元金、返済期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。
2 ただし、借入要項で元金の返済方式を元利均等（賦金見直し5年・125%）とした場合は、以下により返済額を支払うものとします。
① 借入日から10月1日の基準日を5回経過するまでは、その間に利率の変更があっても、毎回返済分、増額返済分の返済額を変更しないものとします。
② 返済額の変更は10月1日の基準日を5回経過した後に行うものとし、新返済額は、新利率、残存元金、返済期間等に基づいて算出した金額を支払うものとします。ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を限度とします。

第6条（繰上返済）

- 1 借主は、ローン契約書および本約款に基づいて借り入れた借入金の一部または全部を次の各項に従って期限前に繰り上げて返済できるものとします。この場合には、借主は借入要項の繰上返済の通知期限までに組合に通知することとします。
2 借主は、繰上返済による利息の取扱いは組合所定によるものとすることに同意します。
3 全額繰上返済は任意の日（借入事業の休業日を除く。）にできるものとします。
4 一部繰上返済をする場合は、以降の毎回返済額を減額するか、最終返済期日を繰り上げるか、または毎回返済額を減額するとともに最終返済期日を繰り上げるかのいずれかの方法によることとし、繰上返済申込時に選択できるものとします。